

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C支店（以下「事業場」という。）に配属され、事務職として就労していた。

請求人によると、平成〇年〇月、入籍にあたり保険・年金等の手続を担当者に依頼したところ、必要書類をもらえず、関係のない書類の提出を求められ、再度確認すると、「近づくな。こっちへ来るな。年金の書類は会社のネットから引っ張ってくれば。」などの暴言を吐かれたことから、困って上司に相談するも、対応してもらえず、また、同時期に上司によって勝手に有給休暇日を指定され、同年〇月〇日付けの事業場内異動の際には、異動先の上司から、「私は単身赴任だし、そこまでやれとは言わないが、子供が産まれることだし残業して稼がなくては。」と重圧的に言われたという。

請求人は、同年〇月中旬から、高熱、吐き気、食欲不振、不眠、気分の落ち込みの症状が出現するようになり、同月〇日、Dクリニックに受診し、「抑うつ神経症」と診断された（なお、請求人は、平成〇年〇月〇日にも、Dクリニックに受診し、抑うつ神経症と診断されていた。）。その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、E病院に受診し、「不安神経症」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監

督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(2) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「請求人は、平成〇年〇月頃に『抑うつ神経症』を発病した。」旨意見している。この点、請求人は、平成〇年〇月〇日付け申立書段階では、結婚した際に、健康保険及び年金の手続をしてもらえなかったことや、上司から頑張るよう圧力をかけられたことなどを契機として、精神的な

症状が平成〇年〇月頃から始まったと述べていたものの、本件再審査請求時には、平成〇年〇月〇日付け意見書及び本件公開審理において、「請求人は、上司からのパワハラ及び長時間労働により、平成〇年〇月頃に『抑うつ神経症』を発症し、その後も寛解に至らず、精神症状は悪化したものである。」として、その主張を変更している。

(3) そこで、当審査会においては、まず、「請求人が、平成〇年〇月頃に『F 4 抑うつ神経症』を発病した。」ものと判断して、それまでのおおむね6か月間に係る出来事を検討することとした。

ア 請求人及び再審査請求代理人（請求人と再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）の主張を加味しても、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」に該当する出来事は見受けられない。

イ 請求人らは、請求人が平成〇年〇月以降、F係長から、「お前と一緒に働きたくない」等のパワハラ発言を受けたり、平成〇年〇月以降は、Gから「近寄るな。」「お前に言うことはない。」等のパワハラ発言を受けてきた等と主張するが、本件の一件記録を精査するも、同主張を裏付ける何らの資料も見当たらない。当審査会としては、当該発言が行われたという日時や背景についても具体性がなく、また、当該発言があったことを信じるに足る何らの証拠の提出も行われていない以上、これらの主張について認定基準別表1に定める具体的出来事として評価することはできないものである。

ウ 請求人らは、請求人が平成〇年〇月から同年〇月にかけて、毎月の残業時間が200時間を超えるほどの極度の長時間労働を強いられていた旨主張している。

そこで、同時期の請求人の時間外労働時間についてみると、上記意見書に添付された給与明細平成〇年〇月及び〇月分）には、請求人の同年〇月の時間外労働時間数は79時間45分、同年〇月の時間外労働時間数は80時間30分（時間外時間38時間30分、休日出勤時32時間、60h超10時間30分の和）と記録されており、この時期の時間外労働時間が、ある程度長時間に及ぶものであったことは事実であると考えられる。しかしながら、請求人らが主張するように、月200時間を超えるものであったことを裏付

ける資料はなく、さらに、当該時間外労働についてみても、特に請求人に負荷をもたらす新たな任務が課せられたものではないものであり、認定基準別表1の具体的出来事「1か月以上80時間以上の時間外労働を行った」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当する出来事であるとみても、当審査会としては、その心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

エ 以上のように、請求人の発病前おおむね6か月間の業務による心理的負荷の総合評価は、「中」の出来事が1つであることから、全体評価も「中」と判断することが相当であり、請求人に発病した「抑うつ神経症」は業務上の事由によるものとは認められない。

(4) 次に、監督署長及び審査官は、平成〇年〇月〇日付け専門部会作成意見書を踏まえ、請求人は、平成〇年〇月頃に『抑うつ神経症』を発病し、その後通院加療をしていたが、同年〇月以降は寛解状態にあり、その後、上司や同僚との人間関係の不良を原因として、平成〇年〇月下旬頃に『F 4 3. 2 適応障害』を発病したものと判断していることから、当審査会としても、平成〇年〇月下旬頃に抑うつ神経症を悪化させたか、又は、平成〇年〇月に一旦寛解するも、平成〇年〇月下旬頃に「適応障害」を新たに発病したとの可能性についても、一応検討することとした。

しかし、同時期のおおむね6か月前までに係る業務による心理的負荷があったとして請求人が主張する出来事は、厚生年金の変更手続等において、Hからきつい言葉をかけられたことや、子供が生まれることについて、I課長から抑圧と感ぜられる言葉をかけられたといったものであり、仮にそれらが事実であるとしても、精神障害の悪化をもたらす特別な出来事に該当しないことはもとより、新たな発病であると判断し、業務による心理的負荷をもたらす出来事であるとして検討しても、決定書に説示するとおり、当審査会としても、各々の出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」とであると考えるものであり、全体評価も「弱」とであると判断する。

(5) 以上のように、請求人が平成〇年〇月頃に「抑うつ神経症」を発病したとみても、平成〇年〇月下旬頃に「適応障害」を発病、又は、抑うつ神経症を増悪させたともみても、業務上の事由によるものとは判断できないものである。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業

補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はな  
い。

よって主文のとおり裁決する。